

(3) 排尿障害を残すもの

排尿障害を残すものは、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症
第9級	残尿が100ml以上であるもの
第11級	残尿が50ml以上100ml未満であるもの
	尿道狭さくのため、糸状ブジーを必要とするもの
第14級 (準用)	尿道狭さくのため、尿道ブジー第20番が辛うじて通り、時々拡張術を行う必要があるもの

(4) 尿失禁を残すもの

尿失禁を残すものは、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症
第7級	持続性尿失禁を残すもの
	切迫性尿失禁又は腹圧性尿失禁のため、終日パッド等を装着し、かつ、パッドをしばしば交換しなければならないもの
第9級	切迫性尿失禁又は腹圧性尿失禁のため、常時パッド等を装着しなければならないが、パッドの交換までは要しないもの
第11級	切迫性尿失禁又は腹圧性尿失禁のため、常時パッド等の装着は要しないが、下着が少しぬれるもの

(5) 頻尿を残すもの

頻尿を残すものは、第11級に認定します。